

(案)

「読書活動の推進」に関する市民意見募集実施要領

1 募集期間

平成25年3月1日(金)～3月31日(日)

2 意見募集内容

別紙チラシ(案)のとおり

3 配布場所

- (1) 各区役所
- (2) 各地区センター及び各コミュニティハウス
- (3) 中央図書館及び各区図書館
- (4) 市民情報センター
- (5) 議会局

※横浜市会ホームページにも意見募集内容を掲載します。

※別途、市立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校にもチラシを送付します。

※チラシの内容を要約した簡易チラシを作成し、議会局にて配布します。

4 意見の提出方法

- (1) 郵送又は持参
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 横浜市会ホームページからの応募

※(1)～(3)については、意見及び提出者の属性が記入されていれば、様式は問わないこととします。

5 その他

- (1) 電話や来庁による口頭での意見の申し出については受け付けないこととします。
- (2) 意見に対する個別の回答は行わないこととします。

応募方法 次のいずれかの方法で提出してください。

※電話や来庁による口頭でのご意見はお受けできません。また、いただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。

①郵送又は持参 〒231-0017 横浜市中区港町1-1 横浜市会議会局議事課

※下記封筒を切り取ってご利用ください。(切手不要。3月31日消印有効)
持参の場合は閉庁日(土・日・祝日)の受付はできませんのでご注意ください。

②ファクシミリ 045-681-7388 ※前頁の回答欄をご利用ください。件名は「市民意見募集」としてください。

③電子メール gi-giji@city.yokohama.jp ※件名を「市民意見募集」とし、設問へのご意見等をメール本文に記載してください。

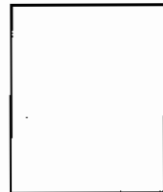
④横浜市会ホームページからの応募 <http://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/>(横浜市会トップページ)

読書活動の推進に関する
ご意見を募集しています
のバナーをクリック

問い合わせ先

横浜市会議会局議事課 TEL:045-671-3045

のりしろ



231-0017

横浜市中区港町1-1

横浜市会議会局議事課
「読書活動の推進」意見募集

担当 行

のりしろ

(案)

横浜市会こども青少年・教育委員会

横浜市民の

読書活動の推進

について

皆様のご意見を募集します!

〔募集期間〕 平成25年3月1日(金)から3月31日(日)まで

〔応募方法〕 ホームページからの投稿、電子メールなど

(最終ページの「応募方法」をご覧ください)

読書活動は言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける上で大切なものです。しかしながら、子どもの読書量の低下や大人の活字離れが進んでいると言われており、現代社会は憂慮すべき状況にあります。

そこで、横浜市会こども青少年・教育委員会では、横浜市民の読書活動の推進に関する条例を提案すべく、次のとおり検討を進めています。

《条例における3つの柱》

1. 子供から大人までの市民全般を対象
2. 区の特性に合わせた読書計画の策定
3. 学校における読書計画の策定

※学校…小学校、中学校、高等学校、特別支援学校



想定される条例の内容

<目的>

- 市民一人一人の心豊かな生活、活力ある社会の実現

<基本理念>

読書活動は言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける上で大切

⇒ 読書活動の推進に関する施策は、市民一人一人が豊かな活字文化の恵沢を享受することができる環境を整備することを重視して実施

<市の責務>

- 市民の読書活動の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- 区は、区民の読書活動の推進に関する施策の総合的・計画的な実施を図るための計画を策定

<家庭・学校・地域における取組>

- 家庭における取組
 - ・ 読んだ本の感想を話し合うこと等により、読書の楽しさを共有し、読書活動がより身近なものと感じられるように配慮
- 学校における取組
 - ・ 各学校の特性、児童・生徒の発達段階に応じ、学校ごとに読書活動推進計画を策定
 - ・ 各学校は当該計画に基づき学校図書館を中核として取組を推進
- 地域における取組
 - ・ ボランティア活動等を通じた学校、図書館、地区センター、コミュニティハウス等との連携した取組を推進

<その他>

- 啓発活動
 - ・ 市民の読書活動に関する関心・理解を深めるとともに、市民が積極的に読書活動に取り組む意欲を高めるため、毎年11月を「読書活動推進月間」とする。
- 財政的措置等
 - ・ 市は、読書活動の推進に関する施策を実施するために、必要な財政上の措置を講じる。

ご意見募集について

【募集期間】平成25年3月1日(金)～3月31日(日)

次の設問についてご意見をお寄せ下さい。応募方法については裏面をご覧ください。

1. 「想定される条例の内容」の各項目に対する、あなたのご意見・お考えをお寄せください。
 - ① 「市の責務」について ② 「家庭における取組」について ③ 「学校における取組」について
 - ④ 「地域における取組」について ⑤ そのほかにご意見がございましたらご自由にお書きください
2. 応募いただく際には、次の項目についてもあわせて記載してください。
 - ① あなたの年代(10歳未満、10代、20代、30代、40代、50代、60代、70歳以上)
 - ② 区名(〇〇区在住または〇〇区在勤とご記載ください。市外の方は「市外」とご記載ください)

回答欄:

①あなたの年代(該当するものに○をつけてください)

10歳未満、10代、20代、30代、40代、50代、60代、70歳以上

②区名(〇〇区在住または〇〇区在勤とご記載ください。市外の方は「市外」とご記載ください)

_____区 在住・在勤(←該当するものに○をつけてください)